

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【地方自治体への寄附金の例（△△市に30,000円を寄附した場合）】

所得税の確定申告書(第二表)

※下記の記載例は令和5年分申告書様式を用いています。

○ 寄附金控除に関する事項 (28)				
寄附先の名称等	寄附金			
〇〇県△△市 □□1-1 △△市	30,000 円			

○ 配偶者や親族に関する事項 (29~23)				
氏名	個人番号			

○ 事業専従者に関する事項 (30)				
事業専従者の氏名	都道府県、市区町村への寄附 (特別控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	30,000 円	円	円	円

○ 住民税・事業税 (31)				
住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
	円	円	円	円

○ 寄附金控除に関する事項 (28)					
寄附先の名称等	寄附金	都道府県、市区町村への寄附 (特別控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
〇〇県△△市 □□1-1 △△市	30,000 円	円	円	円	円

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について・・・管轄の税務署
- 住民税申告の手続について・・・お住まいの区市町村
- ふるさと納税の手続等について・・・寄附先の自治体
- 都の条例指定寄附金について・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- 区市町村の条例指定寄附金について・・・お住まいの区市町村



主税局HP（個人住民税の寄附金税額控除）